

諮問日：平成28年1月7日（平成27年度（最情）諮問第14号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第4号）

件名：裁判官の号別定数が分かる文書等の不開示判断（不存在等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成27年度予算における，裁判官の号別定数が分かる文書」（以下「本件開示申出文書1」という。）並びに「下級裁判所における指定職相当の裁判官2567人の内訳が分かる文書」及び「下級裁判所におけるその他の裁判官1160人の内訳が分かる文書」（以下，併せて「本件開示申出文書2」といい，本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書1は作成又は取得しておらず，本件開示申出文書2は司法行政文書開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成27年11月25日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 本件開示申出文書1について

一般職の俸給表の準用を受ける職員の場合，級別内訳が存在するのであるから，裁判官の場合も，当然号別内訳が存在するといえる。

2 本件開示申出文書2について

最高裁判所事務総長は，「平成26年度一般会計予算」（以下「本件対象文書」という。）が本件開示申出文書2に該当するというが，本件対象文書の一

部である「裁判所所管平成26年度裁判所職員予算定員及び俸給額表」には、2567人及び1160人という数字すら記載されていないのであるから、ここには、本件開示申出文書2に該当する記載は存在しない。また、平成27年度予算において、3735人の裁判官に対し、306億4574万円の俸給額が要求されており、指定職相当の裁判官及びその他の裁判官の人数並びに俸給額が記載された文書もあるところ、内訳が存在しない限り、具体的な俸給額を算出することなど不可能である。

したがって、本件対象文書とは別の文書として、本件開示申出文書2は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書はいずれも不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 本件開示申出文書1について

裁判官の受ける報酬その他の給与について定められた裁判官の報酬等に関する法律には、裁判官の号別定数の設定を求める規定はなく、現に定められてもいないことから、当然、裁判官の号別定数が分かる文書は作成しておらず、取得もしていない。

なお、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「裁判所職員」という。）については、裁判所職員予算定員及び俸給額表において級別内訳が定められているが、裁判官とは前提とする法体系が異なる。

(2) 本件開示申出文書2について

指定職相当の裁判官及びその他の裁判官の各内訳は、財務省発行の本件対象文書を見れば明らかである。苦情申出人は、これとは別の文書が存在する

旨を主張するが、そのような文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月13日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年2月4日 苦情申出人から意見書(2)を收受
- ⑤ 同月5日 審議
- ⑥ 同年3月7日 最高裁判所の職員（最高裁判所事務総局人事局
給与課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑦ 同年4月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件各開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書1については、作成又は取得をしていないとして、本件開示申出文書2については、本件対象文書が対象となるが、これは司法行政文書開示手続の対象とならないとして、いずれも不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書1が存在し、本件開示申出文書2は本件対象文書以外に存在するとそれぞれ主張して苦情の申出をした。したがって、本件で問題となるのは、本件開示申出文書1の存否及び本件対象文書以外の本件開示申出文書2の存否である。

最高裁判所事務総長は、原判断が妥当であるとしているから、上記の各点について検討する。

2 本件開示申出文書1の存否について

裁判所職員については、本件対象文書である「平成26年度一般会計予算」

の「裁判所職員予算定員及び俸給額表」に級別内訳が記載されているところ、これは、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第8条により、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができ、その定数の範囲内で、職務の級を決定することとされていて、これに基づき級別定数が定められていることによるものと解される。

一方、裁判官については、その受ける報酬その他の給与について規定した裁判官の報酬等に関する法律には、裁判官の号別定数を設定する旨の規定はなく、他にこれを設定する旨の最高裁判所規則その他の定めも見当たらない。このことは、裁判官の報酬が、憲法上保障されているもので、ある程度の予算の制約があるとはいえ号別定数を設定して決定することになじまないことと考えられることとも整合する。

以上によれば、裁判官の号別定数は定められておらず、これが分かる文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的である。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書1を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書以外の本件開示申出文書2に該当する文書の存否について

苦情申出人提出に係る各資料を総合すると、指定職相当の裁判官及びその他の裁判官の各内訳は、本件対象文書から分かるということができ、苦情申出人提出の意見書(2)によれば、苦情申出人もそのことを承知しているものと解される。

そして、最高裁判所の職員の口頭説明の結果によれば、裁判官の報酬その他の給与に係る予算要求の過程において、本件対象文書以外の本件開示申出文書2に該当する文書を作成し、保存する必要はなく、現に保存させていないとのことであって、当該説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、他に当該説明を覆す事情も認められない。したがって、本件開示申出の時点において、最

高裁判所は、本件開示申出文書2に該当する文書を本件対象文書以外には保有していなかったものと認められる。

- 4 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書をいずれも不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文書1を保有しているとは認められず、また、本件対象文書以外に本件開示申出文書2を保有しているとも認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人